

改正

令和2年4月1日

須賀川市委託業務等共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事以外の業務（以下「委託業務等」という。）に関する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体により実施することができる委託業務等は、市長が、経営資源及び技術力の結集等により単体企業による業務遂行に比べ効果的であると認める業務に限るものとする。

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の要件)

第4条 共同企業体の全ての構成員は、発注しようとする委託業務等の契約区分について、須賀川市競争入札参加資格登録規程（平成30年告示第97号）第2条に規定する、競争入札参加資格者名簿に登録されていないなければならない。

2 構成員は、一体となって委託業務等を履行し、連帯して責任を負う者でなければならない。この場合において、法令に基づき配置する技術者等に関しては、代表構成員が配置するものとする。

(結成方法)

第5条 共同企業体の結成に当たっては、委託業務等共同企業体協定書（第1号様式）（以下「協定書」という。）により協定を締結するものとする。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち中心的な役割を担う者でなければならない。

(出資割合)

第7条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 出資割合は、各構成員が委託業務等に関する割合を反映するものでなければならない。

(構成員となり得る者への周知等)

第8条 市長は、委託業務等について共同企業体に履行させることとした場合は、入札に関する公告により周知するものとする。ただし、指名競争入札による場合は、須賀川市入札参加資格等審査会設置要綱（平成21年4月制定）第1条に規定する須賀川市入札参加資格等審査会の審議の結果、共同企業体の構成員として適当と認められる者として選定された当該事業者に対して、第2号様式により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた構成員となるべき者が、構成員となることを辞退するときは、当該通知を受けた日から5日以内に辞退届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(入札参加資格審査申請)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者又は前条第1項の規定により通知を受けた事業者で当該委託業務等の指名競争入札に参加しようとする者は、任意に共同企業体を結成し、指定された期日までに次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 入札参加資格審査申請書等（入札参加資格告示に定める各様式）

(2) 委託業務等共同企業体構成員表（第4号様式）

(3) 協定書の写し

（解散の時期）

第10条 委託業務等を受託した共同企業体は、当該契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 委託業務等の相手方とならなかった共同企業体は、当該契約が締結された日に解散するものとする。

（編成表の提出）

第11条 委託業務等を実施する共同企業体は、構成員全員による共同履行を確保するため、契約締結時に共同企業体運営委員会の委員名、事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出するものとする。

（構成員の脱退及び加入）

第12条 共同企業体の委託業務等の履行途中において、共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して委託業務等完了の義務を負うものとする。

2 市長は、前項の場合において、脱退した構成員が委託業務等の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難と認められるときには、残存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書（第5号様式）により、新たな事業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

委託業務等共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）須賀川市発注に係る 業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務契約の履行後の3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（所在地）（商号）

（所在地）（商号）

（代表者）

第6条 当企業体は、（商号）をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（商号） %

（商号） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、業務契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務完了時に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員

に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し又は解散した場合には、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 各構成員は、当企業体が解散した後においても、履行した業務が契約の内容に適合しないものであつたときは、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

第 号  
年 月 日

（各選定構成員）様

須賀川市長 氏 名 印

共同企業体の結成について（通知）

このことについて、下記業務を共同企業体により履行させることとし、構成員として選定しました。

については、別紙構成員の中から任意に共同企業体を結成し、年 月 日までに、下記書類を提出してください。

記

- 1 対象業務
  - (1) 業務名
  - (2) 業務の内容
- 2 構成員となるべき者  
別紙のとおり。
- 3 提出書類等
  - (1) 提出先  
須賀川市 部 課 係
  - (2) 提出書類
    - ・入札参加資格審査申請書
    - ・共同企業体構成員表
    - ・共同企業体協定書（写し）
- 4 その他

第3号様式 (第8条関係)

辞 退 届

年 月 日付けをもって、共同企業体の構成員となるべき者としての通知を受けましたが、下記理由により当該共同企業体の構成員となることを辞退します。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

須賀川市長

記

辞退の理由

第4号様式（第9条関係）

委託業務等共同企業体構成員表

- 1 共同企業体の名称
- 2 代表者
- 3 構成員

構 成 員 名				
入札参加資格認定業種				
発注業務に関する許可業種及び許可を有しての営業年数				
発注業務と同種の業務についての履行実績				
技術者等として業務に専任する者	氏 名			
	資格名称			
出資割合		%	%	%
等級別格付区分				
※ 適 否				

- 1 ※の欄は記入しないこと。

第5号様式（第12条関係）

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、共同企業体の構成員である（商号）が 年 月 日、により同構成員から脱退いたしましたが、業務履行の必要から新たに（商号）を加入させることにいたしましたので承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称  
代表者

印

須賀川市長

（添付書類）

- 1 共同企業体変更協定書（写し）
- 2 新たな者の加入を残存構成員全員が承認した旨の書面